（電気供給事業者及び電気の使用者からの苦情に関する対応）

第三十七条の七　認定電気使用者情報利用者等協会は、電気供給事業者及び電気の使用者から会員の行う電気使用者情報の利用及び提供に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

２　認定電気使用者情報利用者等協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

３　会員は、認定電気使用者情報利用者等協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

４　認定電気使用者情報利用者等協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（認定電気使用者情報利用者等協会への報告等）

第三十七条の八　会員は、他の会員が行つた電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定電気使用者情報利用者等協会に報告しなければならない。

２　認定電気使用者情報利用者等協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第三十七条の九　認定電気使用者情報利用者等協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、情報利用等適正化業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第三十七条の十　認定電気使用者情報利用者等協会は、その定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項及び第三十七条の四第二号に規定する定款の定めのほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は第三十七条の五第四号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（認定電気使用者情報利用者等協会に対する監督）

第三十七条の十一　経済産業大臣は、情報利用等適正化業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電気使用者情報利用者等協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

２　経済産業大臣は、情報利用等適正化業務の運営がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、認定電気使用者情報利用者等協会の認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて情報利用等適正化業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（経済産業大臣による情報提供）

第三十七条の十二　経済産業大臣は、認定電気使用者情報利用者等協会の求めに応じ、認定電気使用者情報利用者等協会が情報利用等適正化業務を適正に行うために必要な限度において、会員又は会員になろうとする者に関する情報であつて情報利用等適正化業務に資するものとして経済産業省令で定める情報を提供することができる。

第三十八条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　配電事業

第三十九条第二項第三号中「の電気」を「又は配電事業者の電気」に改め、同項第四号中「一般送配電事業」の下に「又は配電事業」を加える。

第四十七条第三項第二号中「の用」を「又は配電事業の用」に改める。

第五十八条第一項中「小売電気事業者」の下に「及び特定卸供給事業者」を加え、同項第一号中「を除く」を「及び特定卸供給事業を除く」に改める。

第六十六条中「小売電気事業者」の下に「、特定卸供給事業者」を加える。

第六十六条の三中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気特措法」に改める。

第六十六条の十一第一項第三号中「、第二項」を「（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二条の十七第二項」に、「若しくは第三項」を「、第二条の十七第三項」に、「（第二十七条の十二において」を「（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において」に、「及び第二十七条の十二」を「、第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三」に、「第十八条第六項」を「第十七条の三第一項、第十八条第六項」に、「、第二十一条第三項」を「若しくは第二十一条第三項」に、「、第二十三条の三第二項」を「若しくは第二十三条の三第二項（これらの規定を第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三及び」を「第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三、」を加え、「第二十七条の十一の六第二項」の下に「、第二十七条の十二の十一第三項、第二十七条の十二の十二第四項」を加え、「第二十八条の四十六第三項」を「第二十七条の三十第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項」に、「第二十八条の五十三」を「第二十八条の五十六」に改め、「第二十九条第六項」の下に「、第三十七条の十一」を加え、「又は第九十九条の十四」を「、第九十九条の十四又は第百三条の二第三項」に改め、同項第四号中「（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三」に改め、「第二十四条第一項」の下に「（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の七の三第一項、第二十七条の十二の二、第二十七条の十二の七第一項、第二十七条の三十三第一項」に改め、同項第五号中「第二十七条の十二」の下に「及び第二十七条の十二の十三」を、「第二十二条の二第一項ただし書」の下に「（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」を、「第二十八条の四十九」の下に「、第二十八条の五十二第一項若しくは第六項」を加え、同項第六号中「又は第二十七条の三十第六項」を「、第二十七条の十二の八第二項又は第二十七条の三十三第六項」に改め、同項第七号中「の規定」を「又は第二十七条の十二の九第二項の規定」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「第二十条第二項ただし書」を「第十七条の二第一項、第二十条第二項ただし書」に改め、「第二十三条第二項ただし書」の下に「（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」を、「第二十七条の十一の四第二項ただし書」の下に「、第二十七条の十二の十一第二項ただし書、第二十七条の十二の十二第一項」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第十七条の三第二項又は第十九条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

第六十六条の十一第一項中第十三号を第十六号とし、第十二号を削り、同項第十一号中「第二十九条第五項」を「第二十七条の十二の十二第五項、第二十九条第五項」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四　第三十七条の四の規定による認定をしようとするとき。

十五　第三十七条の十一第二項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

第六十六条の十一第一項第十号中「第三十二条」を「第二十七条の十二の十三及び第三十二条」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

十　第二十条の二第一項又は第九十七条第一項の規定による指定の解除をしようとするとき。

十一　第二十条の二第三項の規定による指定の解除をしようとするとき。